

三池港にぎわい協議会規約

(設置)

第1条 三池港がにぎわいある交流拠点として、また、市民が親しみをもてる「みなと」として発展していくことを目的に、三池港にぎわい協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 三池港のにぎわい交流拠点創出のための企画の立案に関すること。
- (2) 三池港のにぎわい交流拠点創出のための推進事業に係る啓発及び実施に関すること。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、協議会の趣旨に賛同する市民団体、民間企業又は公益法人等（以下「市民団体等」という。）の推薦を受けた者及び行政機関の職員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、3年とする。
- 3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(役員)

第4条 協議会に会長、副会長及び監事を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3 監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
3 監事は、会計事務を監査する。

(顧問)

第6条 協議会に顧問若干名を置く。

2 顧問は、協議会の重要事項について、会長の相談に応じる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、総会とする。

2 総会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

3 総会は、協議会の基本的な運営方針及び予算その他会長が必要と認める重要な事項を審議する。

(実行委員会)

第8条 協議会は、第2条に掲げる事業を実施するに当たり、幅広く市民団体等の参画を推進し、事業を円滑に行うため必要があると認めるときは、実行委員会を置くことができる。

2 実行委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(部会)

第9条 協議会に必要なに応じて部会を設置することができる。

2 部会員は、委員及び委員以外の者から会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

5 前各項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の庶務及び会計処理等の事務を処理するため、大牟田市産業経済部産業振興課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長1名のほか必要な事務局員若干名を置く。

(経費)

第11条 協議会に要する費用は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 11 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 5 月 30 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 5 月 22 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 6 月 5 日から施行する。

この規約は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 5 年 4 月 27 日から施行する。